

厚生労働省発生食 0927 第 1 号
令和 4 年 9 月 27 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる添加物の安全性審査を行うこと。

J P A 0009 株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼ



JPAo009株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼに係る 食品健康影響評価について

1. 趣旨

「JPAo009 株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼ」については、令和4年9月9日付けでノボザイムズ ジャパン株式会社から、遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第14号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、生産性の向上を目的として、*Aspergillus oryzae* IFO4177株を宿主とし、*Aspergillus niger* BO-1株由来のグルコースオキシダーゼ遺伝子の導入等を行ったJPAo009株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼである。

3. 酵素の機能

本品目は、グルコースを酸化する酵素である。

4. 利用目的及び利用方法

本品目は、パンの製造工程改善及び品質の向上を目的に利用される。用途及び使用形態は既存のグルコースオキシダーゼと相違はない。

5. 海外の状況

本品目は、米国、フランス及びカナダにおいて承認等を受けている。

6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官報公告等の手続を進める。